

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
別記 1 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供区域等 (1) (略) (2) 光回線電話の提供区域は、(1)に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。 (3) ～ (略) (5)	別記 1 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供区域等 (1) (略) (2) 光回線電話の提供区域は、(1)に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。 <u>ただし、電話サービス契約約款に規定する加入電話又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第 1 種サービスに係る電気通信設備の故障等に起因して、その加入電話契約者又は第 1 種契約者から光回線電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、この限りではありません。</u> (3) ～ (略) (5)
	附 則（令和 7 年 6 月 17 日東経営第 000200000608 号） この改正規定は、令和 7 年 6 月 19 日から実施します。